



未来への想いを繋ぐ、
大切なご預金をお預かりします

みらい 相続 定期 預金

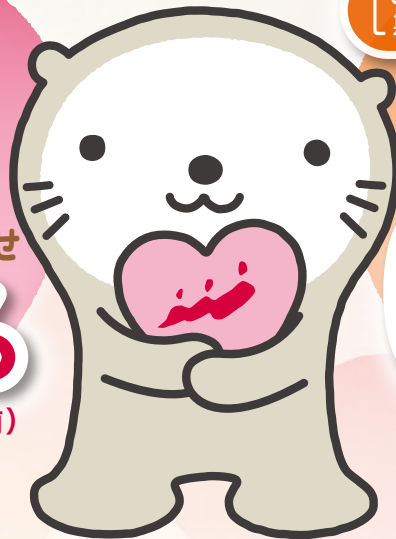
[お預入
期間]

3年

店頭表示金利



0.30%
上乗せ
(税引前)



[お預入
期間]

5年

店頭表示金利



0.45%
上乗せ
(税引前)

ご利用いただける方

- ・当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方
- ・個人、個人事業主のうち、相続手続き終了後から3年以内の方

預入金額

1百万円以上(ただし相続で受取した金額範囲内)

お預入原資

- ・相続にて取得した預貯金、不動産や有価証券の売却代金、受取保険金等

税金

- ・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)
- ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。
- ※マル優ご利用の場合は税金はかかりません。

必要書類

当金庫にて相続手続きをされた方

- 本人確認書類

当金庫以外の金融機関にて相続手続きをされた方

- 本人確認書類
- 相続手続き終了後3年以内であることが確認できる書類
- 相続にて取得した資金であることが確認できる書類
- 相続人であることが確認できる書類

※遺産分割協議書の写し、戸籍謄本の写し、遺言書、金融機関に提出した相続依頼書類の写し、被相続人名義の解約通帳または計算書等で確認いたします。

その他

- この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
- ATMでのお預入れはできません。
- 金利優遇は金利情勢によって変更したり、中止する場合があります。また、今後予告なく商品内容を変更したり取扱いを中止することがあります。

※店頭に商品概要説明書をご用意しています。

2026年4月1日現在

詳しくは窓口または渉外係までお問い合わせください

みらい相続定期預金
について
詳しくはこちら▶

